

静岡県告示第255号の9

県産水産物PR事業費補助金交付要綱（令和5年静岡県告示第210号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>第7 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は<u>令和7年4月10日</u>のいずれか早い日まで</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分及び令和6年度分の補助金に適用する。</p> <p>2 この告示は、<u>令和7年5月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>第7 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は<u>令和8年4月10日</u>のいずれか早い日まで</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、公示の日から施行し、令和5年度<u>から令和7年度までの</u>分の補助金に適用する。</p> <p>2 この告示は、<u>令和8年5月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。